

制度の概要

- ✓ **会計法令**に基づき、**支出負担行為担当官等**は、工事、製造、物件の買入れその他の契約について、自ら又は補助者に命じて給付の完了を確認するため、**検査を実施**
- ✓ **予決令等**によれば、**支出負担行為担当官等**又は**検査職員**は、検査を完了した場合には、**検査調書**を作成し、当該**検査調書**に基づかなければ支払をすることができない
- ✓ **航空局の事務処理要領**によれば、**検査職員**は、工事の現場、物件の納入場所等において検査を実施しなければならない。また、検査のうち、**物品の検収**については、**包括任命検査職員**（物品の検収を行う者として、支出負担行為担当官からあらかじめ包括的に任命された地方の空港事務所等の職員）又は**検査員**（包括任命検査職員に代わり検収を行う者として同職員から指名された者）**が実施**

検査の結果

- ✓ 平成26年度から令和元年11月までに締結された**契約767件**（**契約金額595億2200万円**）を検査
- ✓ 検査職員又は検査員が**工事の現場や物件の納入場所等**において**履行内容**が**契約の内容**に**適合**したものであることを**確認**していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていた（**91件 47億8641万円**）
- ✓ 包括任命検査職員が**検収報告書**を**支出負担行為担当官**に**提出**していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に**確認**することができない状態であったにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていた（**9件 8088万円**）

当局の処置

- ✓ 検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図るために、検査職員及び包括任命検査職員に対して、2年6月末までに**研修を実施**するなどし、今後も実施
- ✓ 検査職員又は包括任命検査職員の**任命簿等の様式**において、検査は工事の現場等において実施することなどの**留意事項**を記載し、職員を検査職員等に任命する際には当該留意事項が記載された任命簿の写しなどを**検査職員等**に対して**交付**
- ✓ **事務処理要領**等に、包括任命検査職員は確実に物品の納入場所において**検収**を行った上で**検収報告書**を提出すること、検査職員はその**内容**を**確認**した上で**検査調書**を作成することをそれぞれ**明示**
- ✓ 契約の内容に応じた検査職員が任命されるよう、事務処理要領で示す検査職員の**任命簿等の様式**に、検査職員ごとの履行内容や履行場所といった**検査の範囲等**を記載することを**明示**

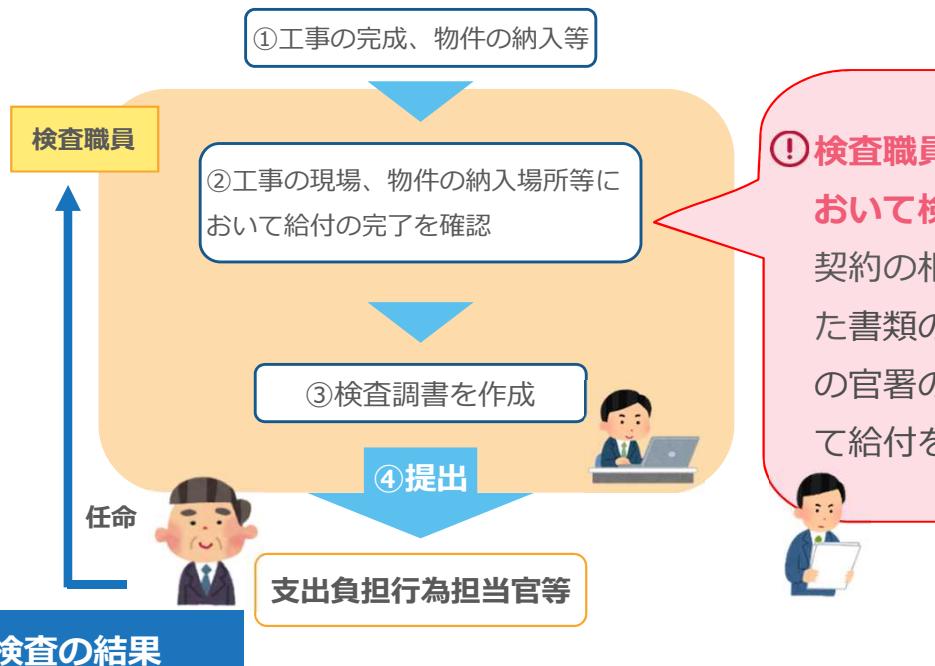
17. 物品の購入等に係る給付の完了の確認（処置済）

国土交通本省等

48億6027万円(指摘金額)

国土交通省は、令和元年11月に、東京航空局が平成30年度に締結した契約3件（契約金額6093万円）について、履行期限までに一部機器の納入等が完了していないにもかかわらず、担当課の職員が納入等が完了したとする資料作成の指示を行い、契約代金の支払が行われていたことを公表

＜検査職員が自ら検査を行う場合の事務の流れ＞



①検査職員が、工事の現場等において検査を実施しておらず、契約の相手方から提出を受けた書類の確認や物品の納入先の官署の職員への確認をもって給付を完了と判断など

上記の3件についても、

詳しく検査をしてみると、

！東京航空局は、元年6月までに検査職員により給付の完了を確認したとしていたが、この確認は、検査職員が現場職員からの電話報告等をもって給付完了と判断していたものであって、同年11月の会計実地検査時点で、検査職員による工事の現場等における検査は実施されていなかった。



検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていた

91件 47億8641万円

など

当局の処置

- ✓ 検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図るために、検査職員及び包括任命検査職員に対して研修を実施
- ✓ 契約の内容に応じた検査職員が任命されるよう、事務処理要領で示す検査職員の任命簿等の様式に、検査職員ごとの履行内容や履行場所といった検査の範囲等を記載することを明示し、支出負担行為担当官等に対して周知など

